

# 有機溶剤環境測定(塗装 ブース)のご案内

(钣金塗装等の作業で有機溶剤、塗装ブースを保有している事業所様へのご案内です。)

自動車車体整備協同組合による塗装ブースの環境測定を 福岡労働衛生研究所に依頼し実施致します。  
つきましては、当会事業者様もお申込みできることとなりましたのでご案内致します。  
また、追加事項にプッシュプル型換気装置自主検査もお願いしています。

## 【測定を義務化している理由】

\* 塗装に従事している労働者の環境を管理し、作業者の健康を守り、有機溶剤等による労災事故を出さないようにするために国が測定義務を唱えています。

( 安衛法第 65 条有機則第 28 条第 2 項 年2回(9月と3月)実施)

\* プッシュプル型換気装置について 1年に1回、定期に自主検査実施等も義務。

( 安衛法第 45 条有機則第 20 条の 2 第 2 項)

※有機溶剤濃度測定 令和 8年3月 9日(月)～ 3月 14日(土)を予定しております。

(日程変更がある場合もございます。 離島地区は宮古・石垣を予定しております。)

※有機溶剤作業測定内訳については、自動車車体整備協同組合までお問合せ下さい。

-----  
※申込受付は下記の記入欄に必要事項を記入頂き 自動車車体整備協同組合宛てにFAXでお申込み下さい

いずれかに○をしてください。

受付締切 2月 18日(水)まで

本島

離島

※ 貴社名

※ ご担当者

(工場長及び钣金塗装主任者)

※ 電話番号/FAX番号

※ ご住所

沖縄県自動車車体整備協同組合

〒901-2225 宜野湾市大謝名3-4-2 102号 TEL(098) 988-0409 FAX(098) 988-0509

Eメール: [shataikumiai@tune.ocn.ne.jp](mailto:shataikumiai@tune.ocn.ne.jp)



